

第 14 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 4 年 1 月 20 日 木曜日 13 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第14回 会津美里町農業委員会定例総会会議録

1. 日時 令和4年1月20日 木曜日 13時30分～14時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
		6番 松本 晋平
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 眞部 剛	推進委員 本名 京子
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 栄一
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	
4. 議事録署名人	9番 柴崎 陽	10番 大井 豊記

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。本日、6番 松本晋平 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第14回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
9番 柴崎陽 委員、10番 大井豊記 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号17番 譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、米田字堂前甲94番1 畑 389㎡であります。申請事由としては、譲渡人が、高齢化による経営縮小のため、譲受人が、相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10アールあたり250,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号18番、譲渡人は
、譲受人は
。申請農地は、藤家館字沖ノ館475番 外2筆 田 5,856㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は、許可日以降であり、価格は無償となっております。当該地は、以前の耕作者より、もう耕作できないとして返還された農地です。そこで、
さんのほかの畑を以前から耕作していた
さんをお願いして引き受けてもらったものです。ほ場の条件も悪いため両者相談の上、無償としたものであります。権利設定は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第51号について質疑を求めます。

村松委員
さんの経営状況ですが、畑が5,856㎡となっております。田の間違いではないでしょうか。

事務局次長 田が5,856㎡の誤りであります。失礼いたしました。

議 長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 51 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 5 条関係】

議長 次に議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 11 番 設定人は 、被設定人は
です。

申請農地は、富川字松ケ下 530 番 3 田 415 m²です。移転時期及び価格は、許可日以降で賃借料は無償であります。移転理由は駐車場となっております。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 4 年 7 月 30 日の予定です。建築物の名称及び面積は、駐車場 80 m²、車両旋回スペース・雪捨て場 335 m²です。
なお、現地調査を実施しております。以上であります。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 10 番について、眞部剛委員より報告願います。

眞部委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。

令和 4 年 1 月 7 日 午前 10 時から調査を行いました。

出席者は、設定人の さん、申請代理人の 行政書士、

町農業委員会より、松本吉弥委員と私、事務局により調査を実施しております。転用目的は駐車場です。

付近への被害防止策ですが、申請地は、河川土砂を敷き詰めて造成し、充分に転圧締めを行うため、土砂流出の恐れはありません。

農業用排水施設への影響ですが、汚水排水は発生せず、雨水は自然地下浸透及び北側の側溝に排水するため影響はありません。

その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側を農道、南側を設定人の農地と接しており、農地の分断や蚕食は発生しません。

また、東側と西側に第三者の農地がありますが、建築物を建てるわけではなく、必要な土砂流出防止策も講じるため、影響はありません。

以上報告いたします。よろしく願います。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 52 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願
います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 52 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決
定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 53 号 農用地利用集積計画の意見を求める件について を審
議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議し
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、利用権設定について質疑を求めます。

村 松 委 員 設定期間に関して質問なのですが、10 年に満たない 9 年間のものや 5 年間
のものがあります。10 年以上で契約すると助成金が出るというようなことも
あったと思いますが、どのようになっているのでしょうか。

事務局次長 本件につきましては、離農したときの給付金ということで機構集積協力金
と現在名前を変えております。

機構集積協力金は 10 年以上の利用権設定が条件となっております。今現在
機構集積協力金は、中間管理機構を通して、地区で計画をもって離農する場合
であるとか、新たに任せる場合というのは該当になりまして、単独でやられて
いる部分については今該当がないというところでございます。

今ほどありました利用権設定の期間ですけれども、継続してやっていただ

けるということなので、なるべく長い方がいいというのはございます。ただやはり、それぞれの事情がありまして、ほかの利用権設定と終わりを合わせるなどございますので、そのあたりについては、両者が決定したものと理解しております。

議 長 ほかにございませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 53 号については原案のとおり決定いたします。

【令和 4 年度農作業賃金及び実勢賃借料について】

議 長 次に、議案第 54 号 令和 4 年度農作業賃金及び実勢賃借料について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 令和 4 年度農作業賃金一覧表については、会津美里町農作業賃金等策定要領により最低賃金や燃料価格等を調査し、意見聴取などの手続きを経て決定することとなっております。

令和 3 年 7 月 7 日に要領に規定する方から意見をお寄せいただくよう依頼し、同月 20 日には農業委員会合同会議において、推進委員・農業委員へ意見の発出を依頼したものであります。令和 3 年 9 月に意見が届いたのでまとめました。要領の考慮すべき指標についても調査しまとめております。

その後、令和 3 年 11 月の農林土木設計単価により設計した内容を基に、総合的に勘案して算出したものです。燃料価格・最低賃が上昇し、消費者物価は大きな変動はなく、米価は下落しております。賃金の上昇分は 2%でありました。

結果として全体としては平均で 1.7%の増となりました。

この原案を 12 月 20 日の農地利用最適化推進委員と農業委員の合同会議に諮り、最終意見を聴取したところです。その意見を考慮して修正し、再度設計したものを一覧表としました。比較表をご確認されまして審議をお願いいたし

ます。

なお、前年との変更点を申し上げます。3・代かきに荒代から植え代までと記載しました。4・機械田植えに箱処理剤別と記載しました。6・育苗、7・苗運搬、8・畦畔塗り、9・溝切、25・26 わら梱包は単位を変更しました。14・刈取りの倒伏率による補正は変更なし。27・28 の一般農作業と果樹剪定は、最低制限価格を考慮して決定したものです。ドローンによる作業は両者協議といれておきました。

併せて、実勢賃借料情報ですが、令和3年1月から12月までに契約された賃借料を集計いたしました。調査筆数は、平坦第1で1,500筆、第2で193筆、山間で72筆であり、調査数が大幅に増加しました。これは、令和3年中に基盤整備が終わった箇所の方が入ったためです。

なお、農地の区分について、図面に落としたものも合同会議でお示しましたが、文言で指定してある分について、地区の農業委員・推進委員に照会し、おかしなところは修正しました。

文言についても、平坦第1の高田地域において、旧赤留・塔寺線東側というように「旧」を加えました。修ほど図面をお示しますので、ご確認をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第54号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第54号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 52 号から第 54 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 52 号につきましては、相続による農地の取得でございます。13 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

なお、受付番号 48 番から 51 番まで、同じ方が相続しておりますが、被相続人が異なっております。また、受付番号 53 番と 54 番についても同様に被相続人が異なっております。

【農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について】

事務局次長 続きまして報告第 53 号は、受付番号 1 番 申請人 。申請農地 橋爪字早稲田 11 番 1 外 1 筆 畑 1,207 m²の内 193.5 m²。

転用理由は、農業用倉庫です。工事着工は受理日以降、完成は令和 4 年 3 月 31 日の予定であります。建物の名称及び面積は、農業用倉庫 59.2 m²、倉庫として利用するビニールハウスが 65.4 m²、通路・その他 68.9 m²となります。

【合意解約について】

事務局次長 合意解約については、4 件提出されております。それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細についてはお読み取りをいただきたいと思っております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第14回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:10 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(9番 柴崎 陽)

会議録署名人 _____ 印
(10番 大井 豊記)